美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る 海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律 (海岸漂着物処理推進法)(概要)

(平成21年7月15日:公布・施行)

- (海岸漂着物の課題)

以下の課題があり、海岸を有する地域で重要な問題

- ・海岸漂着物の処理の責任が不明確
- ・処理しきれない大量の海岸漂着物が各地の海岸に漂着
- ・周辺国や内陸など他の地域に由来するごみが多く、地元の海岸の対応では不十分

《海岸漂着物処理推進法のポイント》

海岸漂着物等の円滑な処理

〇海岸法で定められた海岸管理者等は、海岸漂着物の処理のため必要な措置を講じなければならない。 ※海岸管理者等:都道府県又は市町村の河川部局、港湾部局、水産部局等

海岸漂着物等の発生抑制

〇国・地方公共団体は、海岸漂着物の発生状況の調査、市街地・河川等でのごみ等 の不法投棄の防止に努める。

政府の基本方針

- 〇政府が、海岸漂着物対策を推進するための基本的な方針を策定。
- ○環境大臣は、農林水産大臣・国土交通大臣と協議して案を作成し、閣議で決定。

《主な関係省庁》

<u>環 境 省</u>

- 〇海岸漂着物対策の総合 調整
- ・政府の基本方針の立案
- ・海岸漂着物対策推進会議 (局長級)、海岸漂着物 対策専門家会議を主宰

農林水産省 国土交通省

○海岸を所管する立場から、海岸漂着物の回収等を推進

<u>外 務 省</u>

- 〇韓国、中国など、周辺国 との国際協力を推進
- ○周辺国に由来する漂着 物への対応について、周 辺国に要請

都道府県の地域計画

- ○都道府県が、政府の基本方針に沿って、地域計画を作成。
- ○重点的に対策を講ずる区域、対策の内容、関係者の役割分担を盛り込む。

「千葉県海岸漂着物対策地域計画」の概要

I.【目的及び位置づけ】(第1章)

1. 目的

海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため、「千葉県海岸漂着物対策地域計画」を策定し、 海岸の良好な景観、多様な生物の確保、生活衛生の向上、水産資源の保全等の総合的な海岸環境 の保全を図る。

2. 地域計画の位置づけ

本計画は、海岸漂着物処理推進法※1第14条の規定により都道府県が作成する地域計画である。

《地域計画に定める事項》 ① 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容 ② 関係者の役割分担及び相互協力に関する事項

③ 海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項その他海岸漂着物対策の推進に関し必要な事項

※1:「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律 (平成21年7月15日 制定・施行)

3. 地域計画の基本的な考え方

(1)多様な主体の適切な役割分担と連携の確保

本県のかけがえのない豊かな海岸環境を、将来にわたって県民が享受できるよう、県、海岸管理者、市町村、県民等が担うべき 適切な役割分担や取組を示し、継続的に地域で海岸漂着物対策が円滑にできる仕組みを構築していくための方向性を示す。

(2)海岸漂着物等の円滑な処理

県内の海岸漂着物等の現状及び課題等を把握するとともに、海岸漂着物対策を重点的に実施すべき箇所を定めて回収処分等 を行うとともに、今後の継続的な地域活動を行いやすい環境を作り出すものである。

(3)海岸漂着物等の発生抑制

環境教育や普及啓発を通して広く県民に海岸漂着物の問題を認識してもらい、海岸漂着物等の適正な処理及び発生抑制への 理解促進と、環境保全に対する意識の高揚ならびにモラルの向上を図り、海岸漂着物等の発生を抑制する取組を進める。

Ⅱ.【千葉県の海岸】(第2章)

1. 海岸の特性

- ・本県は、三方を海に囲まれ、総海岸線延長は約535kmを有する。
- ・東は銚子の犬吠埼から屛風ヶ浦周辺の水郷筑波国定公園や日本有数の砂浜で知られる九十九里浜がある。
- ・南は変化に富んだ海岸があり、外房の太東崎から内房の富津岬までは南房総国定公園に指定されている。
- ・西の東京湾沿岸には、遠浅で多様な生物が生息する貴重な干潟などが残されている。
- ・太平洋に面した砂浜では、アカウミガメの産卵やハマヒルガオ等の貴重な動植物の生息場となっている。

2. 海岸周辺における産業

本県の海岸及び沿岸海域は、重要な観光資源及び漁業資源となっている。 [海面漁業漁獲量:全国第4位(H21概数)、海水浴客の入込み数:約230万人(H22)]

3. 海岸漂着物の状況

(1)海岸漂着物の状況

○多種多様な物が年間を通して漂着しており、場所によっては堆積している。 (流竹木及び海藻などの自然物、生活系ごみ、漁業関連物・農業関連物などの事業系ごみ等)

○場所により、海岸漂着物のほか不法投棄や海岸利用者等の持ち込み物の散乱などが見られる。



県内の海岸漂着物の状況

(2)海岸漂着物対策の状況

- ○本県の海岸の清掃は、主に市町村職員による海岸清掃や地域住民等のボランティア活動として行われ、近年では、ボラン ティア活動が広域的に行われるケースなども多くなってきている。
- ○多くの市町村では、資材の支給や回収された海岸漂着物等の収集・処分など、ボランティア活動の支援を行っている。

(3)海岸漂着物処理の問題と今後の課題

- ○回収や搬出等が困難な場所や危険を伴う場所もあり、地域活動では対応ができないなどの問題がある。
- ○回収困難な場所や海岸漂着物が塩分を含むなどのために処分に費用がかかることから処理が進まないなどの問題がある。
- ○関係者の役割を明確化し、持続的に海岸漂着物等の処理等が推進できる協力体制を作る必要がある。
- ○地域活動の状況を十分に把握しながら、地域の自主的、積極的な取組が継続されるよう支援し、地域に密着した協力体制 づくりを進めることが重要である。

Ⅲ.【千葉県における海岸漂着物対策の基本的方向性】(第3章)

本県の実情を踏まえて、国の基本方針※2に準じ、以下の考え方により海岸漂着物対策を推進する。

1. 海岸漂着物等の円滑な処理

※2:「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」(平成22年3月30日 閣議決定)

海岸漂着物等の処理を進めることにより、海岸の清潔の保持に加え、海域への流出防止による海洋環境の保全にも繋がる ことから、基本的事項に留意して、海岸漂着物等の円滑な処理を図る。

2. 海岸漂着物等の効果的な発生抑制

本県の海岸漂着物は、山、川、海という水の流れを通じて漂着する本県由来のごみが主であることから、海岸を有する 地域のみならず、全ての地域に共通の課題であり、その効果的な発生抑制に努めることが必要である。

3. 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保

国、県、市町村、県民、民間団体等の多様な主体が、適切な役割分担の下でそれぞれの立場から積極的に取組みを進める とともに、各主体は相互に情報を共有しつつ連携・協力することが必要である。

Ⅳ.【海岸漂着物対策の重点区域とその内容】(第4章)

1. 必要性

- (現状) ○流竹木等の自然物、生活系ごみ、事業系ごみ等、多種多様な物が潮流の影響や地形的な要因から漂着している。
 - ○一部地域には通常の海岸清掃では対処しきれず、海岸漂着物等が現在も多量に残存している状況も見られ、海岸の 景観や自然環境及び地域生活に大きな影響を与えている。



- ・海岸漂着物等の回収・処分の必要性が高い区域を選定し、効果的な対策を実施するための具体的な計画を策定して海岸 漂着物等の処理を実施するとともに、海岸漂着物等の発生抑制対策を推進して海岸における良好な景観及び環境の保全を図る。
- ・他の区域の範となるケースを示すことにより、将来の海岸漂着物対策の効率的な施策に繋げるものとする。

2. 重点区域の選定方法

国の基本方針を踏まえ、本県における重点区域の選定基準を定め、沿岸市町村からの意見聴取や海岸漂着物等の詳細調査・現地調査等の結果から重点区域候補地を選定し、「千葉県海岸漂着物対策推進協議会」の協議に付した上で決定する。

3. 重点区域の選定基準

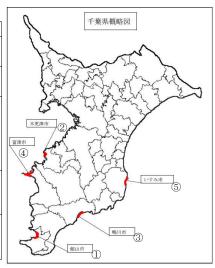
海岸漂着物等の回収処理、普及啓発、民間団体等の連携、関係機関との連絡調整等について、市町村の協力が得られるとともに、潮流等の影響や地理的・地形的な要因などの自然条件等による海岸漂着物の定常的な集積が見られる区域において、次の優先順位により選定する。

優先順位 1 通常の清掃活動での対応が困難で、現在も漂着物が多量に残存している海岸

優先順位 2 過去に災害等(大雨、台風、風等)により多量の漂着物が頻繁に漂着した海岸

4. 重点区域として選定する海岸

No.	重 点 区 域	選 定 理 由 及 び 地 域 の 特 性
1	館山市	・海岸漂着物等の多量の残存(約150㎡)
	・館山海岸・船形漁港区域	・南房総国定公園内。「日本の夕陽百選」に選定
2	木更津市	・海岸漂着物等の多量の残存(約600㎡)
	• 木更津海岸(畔戸地区)	・盤洲干潟内の砂浜で、学術的に貴重な生態系の存在を確認。
3	鴨川市	・海岸漂着物等の多量の残存(約80㎡)
	・鴨川漁港・前原横渚海岸	・毎年、台風や大雨の後に多量の流竹木等が漂着。
	・広場東海岸	・南房総国定公園内。前原横渚海岸は「日本の渚百選」、広場東
		海岸は「白砂青松百選」に選定。
		・アカウミガメの産卵地や海浜植物の群生地などを確認。
4	富津市	・海岸漂着物等の多量の残存(約 190 ㎡)
	・富津海岸・富津漁港	・南房総国定公園内。富津海岸は「白砂青松百選」に選定。
		富津岬は千葉県指定天然記念物「富津洲海浜植物群落地」に指定。
⑤	いすみ市	・毎年、台風や大雨の後に多量の流竹木等が漂着。
	・日在浦海岸・和泉浦海岸	・南房総国定公園の北端に位置し、アカウミガメの産卵などを確認。
	・太東海岸の一部	



5. 重点区域に関する海岸漂着物対策の内容

各重点区域において、必要に応じ連絡会を開催し、連絡調整を行い、次の事項について具体的な計画を作成する。 ①海岸漂着物等の処理に関する事項 ②海岸漂着物等の発生抑制に関する事項 ③普及啓発又は環境教育に関する方策

6. 関係者の役割等

関係者の適切な役割分担や相互の連携の下、継続した取組を進めることが必要である。

○県・広域的な観点から県全体の地域計画を作成し、進行管理を行う。

・海岸管理者等、市町村等と協議の上、関係者間の役割分担、協力体制を構築する。

・環境教育の推進やインターネット、パンフレット等による普及啓発の実施に努める。

○海岸管理者等 ・管理する海岸の状況を把握し、関係者等の協力を得て必要な措置を講ずる。

・市町村等と協力し、地域住民や利用者等が自主的・積極的に海岸清掃活動に取り組めるように努める。

〇市町村 ・地域の実状に応じた目標や取組の方向等を明らかにし、地域の自主的・積極的な活動を支援する。

・海岸漂着物等の回収・運搬や市町村施設等でのごみの処分などの海岸管理者等への協力を行う。

・環境教育の推進やインターネット、パンフレット等による普及啓発の実施に努める。

○地域住民、・一人一人が日常生活において3Rを推進するとともに、海岸清掃活動等に自主的・積極的に参加する。

民間団体、・民間団体等のネットワークを活用し、県及び市町村等と連携して、普及啓発等に参画することが望まれる。

事業者等・事業者の社会貢献活動の一環として、地域活動への参画と支援が望まれる。

V.【その他必要な事項】 (第5章)

○定期的なモニタリングの実施 ○災害等の緊急時における対応 ○計画の見直し ○地域グリーンニューディール基金の活用等による計画の実施